第３　保証債権
１　確定更生債権
確定更生債権は総額202,626,900円である。詳細については、別表11のとおりである。
２　権利の変更及び弁済の方法
主たる債務者が債務を履行している間は、本項による権利の変更及び弁済を留保する。主たる債務者が弁済を遅滞し、債権者から会社に対し書面によるその旨の通知及び根拠資料の提示があったときは、当該時点において、確定更生債権額から当該時点までに主たる債務者が弁済した金額を控除した残額を確定更生債権とみなし本節、第１、２にしたがい権利の変更を行い、権利変更後の債権を、本節、第１、３の定めにしたがって弁済する。但し、保証債権を有する債権者が本節、第１の一般取引債権に準じて取り扱われる債権をも有する場合には、上記権利の変更は、上記保証債権残額全額に対する92％の免除とする。また、当該権利変更時において本節、第１、３の定めにしたがった弁済期が経過している場合には、当該権利変更後１か月以内に当該弁済期が経過した分割弁済額を弁済する。
更生担保権の目的物となっている全資産の売却等の処分完了時までに、債権者から会社に対し主たる債務者が弁済を遅滞した旨の書面による通知及び根拠資料の提示がないときは、当該時点において、当該時点までに主たる債務者が弁済した金額を控除した残額を確定更生債権とみなし本節、第１、２にしたがい権利の変更を行い、権利変更後の債権を、本節、第１、３の定めにしたがって弁済する。
第５節　未確定更生債権等の措置
１　未確定更生債権等
別表12及び別表13記載の更生債権等については、同表記載の債権者から「更生担保権査定請求額」欄又は「更生債権査定請求額」記載の額について更生債権等査定の申立てがなされており、現在係属中である。
２　未確定更生債権等の措置
未確定更生債権等が確定したときは、確定した更生債権等の性質及び金額に応じて、本章第１節ないし第４節の定めを適用する。但し、当該権利変更時において第４節、第１、３の定めにしたがった弁済期が経過している場合には、当該権利変更後１か月以内に当該弁済期が経過した分割弁済額を弁済する。
第４章　弁済資金の調達方法
１　弁済資金の調達方法
更生担保権の弁済資金は、担保不動産等の売却処分により生じた「担保弁済額」相当額とする。
更生債権の弁済資金は、本件弁済原資等とする。
２　予想超過収益金の使途
予想を超過する営業収益（本件営業収益金以外の営業収益等）が生じた場合には会社の運営に必要な運転資金に充てる。
第５章　弁済した更生債権等
会社が、会社更生法第47条第５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した債権の総額は57,725,708円である。
第６章　共益債権等の弁済
１　会社が、更生手続開始申立ての翌日（平成21年１月10日）から平成21年５月31日までに支払った共益債権は、別表15のとおり、493,317,013円である。
２　会社にかかる平成21年５月31日現在の未払共益債権は、別表15のとおり、38,579,472円である。
３　上記未払共益債権及び平成21年５月31日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、本件営業収益金等をもって随時支払う。
第７章　担保権等の措置
第１節　存続する担保権
１　不動産等に対する担保権
⑴　別表16記載の不動産等に対する担保権は、更生計画認可決定以後も別表５の「確定更生担保権額」欄記載の額に被担保債権額を変更したうえで存続する。
⑵　不動産等に対する担保権は、第３章第２節の定めに基づき管財人が裁判所の許可を得て購入希望者との間で売買契約を締結した場合に消滅する。この場合、当該担保不動産等にかかる担保権者は、管財人の事前の書面による要請に応じて、当該売買契約の決済日までに、担保権抹消登記手続その他担保権の抹消手続に必要な一切の書類を交付する。但し、当該売買契約が履行されなかったときはこの限りでない。
⑶　上記⑵の場合、管財人は、当該担保不動産等にかかる担保権の抹消登記手続を、更生計画及び当該担保不動産等の売却にかかる裁判所の許可証明書を原因証書として不動産登記法第63条第１項に基づき単独申請により行うことができる。
２　株式等に対する担保権
⑴　別表17記載の株式等に対する担保権は、更生計画認可決定以後も別表６の「確定更生担保権額」欄記載の額に被担保債権額を変更したうえで存続する。
⑵　株式等に対する担保権は、第３章第２節の定めにしたがい消滅する。この場合、当該担保権者は売却手続に必要な当該担保権の抹消手続に応じるものとし、管財人からの事前の書面による要請に応じて、当該担保権の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付する。
３　リース物件に対する担保権
⑴　別表18記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定以後も別表７の「確定更生担保権額」欄記載の額に被担保債権額を変更したうえで存続する。
⑵　リースにかかる担保権は、第３章第２節の定めに基づき弁済が完了したときに消滅し、リースにかかる担保権の目的物（以下「リース物件」という。）の所有権は、弁済が完了するまでは当該担保権者に帰属し、弁済が完了した後は、当該更生担保権者の同意を得て管財人に移転するものとする。なお、更生手続中は担保権を実行することはできない。
第２節　存続しない担保権
別表16記載の不動産等、別表17記載の株式等及び別表18記載のリース物件に対して設定された担保権を除き、会社の財産の上に設定された全ての担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。
第３節　登記等の費用
本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は会社が負担する。但し、更生担保権者の商号又は住所変更等に伴う変更登記のために要する登録免許税等の費用は、当該更生担保権者の負担とする。
第８章　会社の措置
第１節　株主の権利の変更
１　会社による株式の取得
会社は、更生計画認可決定日をもって、会社の発行済株式の全てを無償で取得する。
２　発行済株式の消却
会社は、上記１に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全部を消却する。
３　資本金の額の減少
会社は、資本金全額を減少する。資本金の額の減少は、更生計画認可決定日にその効力を生じる。
第２節　募集株式を引き受ける者の募集
１　募集株式を引き受ける者を募集
会社は以下のとおり新たに払込を受けて募集株式を引き受ける者を募集する。
①　募集株式の種類　普通株式
②　募集株式の数　100株
③　募集株式の払込金額
１株につき10,000円
④　増加する資本金及び資本準備金
資本金　500,000円
資本準備金　500,000円
⑤　募集株式と引き換えにする金銭の払込期日
更生計画認可決定日
２　募集株式の割当て
募集株式は、裁判所の許可を得て管財人の指定する者に割り当てる。